

宮崎市スポーツ少年団地域貢献活動奨励交付金交付要綱

1 目的

この要綱は、宮崎市スポーツ少年団の健全育成と社会貢献活動実施の支援を目的とし、各単位団が自主的に取り組む地域に貢献する活動に対して、奨励交付金を交付するために、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において、「各単位団が自主的に取り組む地域に貢献する活動」とは、原則として活動拠点地域において実施する（市民一斉清掃を除く）以下のものをいう。

- (1) 福祉施設等でのボランティア活動
- (2) 伝統文化の継承等の地域交流活動
- (3) 公共施設における草花の植栽等の緑化活動
- (4) 公共施設における清掃等の環境美化活動（※民間の施設を除く）
- (5) 地域安全活動（防犯・防災・交通安全活動等）
- (6) その他単位団と地域の連携により実施される活動で、宮崎市スポーツ少年団が適当と認めるもの

3 対象者及び交付額

- (1) 宮崎市スポーツ少年団に所属する団体で団員の1/2以上が参加する活動とする。
- (2) 単位団へ交付金を交付するのは、年度内1回とする。
- (3) 交付額は、別表に掲げる額以内で、予算の範囲内とする。

<別表>

事業名	金額
宮崎市スポーツ少年団地域貢献活動奨励交付金	上限5,000円

4 活動実施時期 毎年4月から翌年2月末日までとする。

5 奨励交付金交付・申請手続き

この交付金については、「2 定義」に掲げる活動を行う単位団に対して、活動終了後に金融機関振込にて交付するものとする。なお、申請等手続きは次のとおりとする。

- (1) 地域貢献活動奨励交付金申請書及び活動計画書の提出は実施前とし、7月末日までとする。
 - ①申請書（様式5-1）
 - ②活動計画書（様式5-2）
- (2) 交付金交付決定通知書（様式5-3）※本事務局より通知
- (3) 決定通知確認後、尚且つ全ての活動終了後、2週間以内に活動報告書類を提出
 - ①交付報告書（様式5-4）
 - ②実施報告書（様式5-5）
 - ・写真添付（3枚程度）
 - ③請求書（様式5-6）※請求書は、決定通知書が届き、交付決定額を確認した後に提出してください。
- (4) 交付金の交付 各単位団口座へ振込み

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日に一部改正する。

2 (6) 地域安全活動 4 活動実施時期 5 奨励交付金交付・申請手続き

この要綱は、平成29年4月1日に一部改正する。

3 対象者及び交付額 (2) 5 奨励交付金交付・申請手続き

この要綱は、令和3年4月1日に一部改正する。

2 定義 (4) 3 対象者及び交付額 (2)・別表

5 奨励交付金交付・申請手続き (3)